

平成30年度

～地域での活動を応援します～

自発的活動支援事業

★申請団体募集★

募集期間

平成30年10月9日～平成30年10月31日

この事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、障害者等の家族又は地域住民等により行われる自発的な活動を支援するため、その活動を行う団体等に対して、補助金を交付する制度です。

なお、申請にあたりましては、後日、開催する「選定会議」に先立ち、活動内容などをプレゼンテーションしていただく必要があります。(申請状況等により省略する場合がございます)



～補助対象事業について～

事業の分野	事業内容
ピアサポート	障害のある人及び障害者の家族が互いの悩みの共有又は情報交換のできる交流会活動を行う事業
災害対策	障害のある人を含めた地域における災害対策活動を行う事業
孤立防止活動支援	地域で障害のある人が孤立することがないように見守り活動を行う事業
社会活動支援	障害のある人が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動又は障害のある人に対する社会復帰活動を行う事業
ボランティア活動支援	障害のある人に対するボランティアの養成又は活動を行う事業
理解促進啓発・研修	障害や障害のある人に対する理解を深めるため、地域住民等へ啓発及び研修を行う事業
その他の支援	その他、補助金の交付目的を達成するために有効な活動であると認められた事業

～補助金について～

上記の補助事業に係る経費に対して、1団体1事業に限り、下記のとおり補助します。ただし、補助金額には上限があります。

補助率 10割以内

上限額 5万円

～対象経費について～

上記の補助事業において、対象となる経費は、以下の例が主なものです。

- ・「講師への謝礼金や交通費」、「事務用品・写真代」、「チラシ・ポスターの印刷費」、「ボランティア保険料」、「会場設営等にかかる委託料」、「会場使用料」 など

～申請・問い合わせ先～

対象団体等の詳細については、申請窓口に備えている「申請団体募集要項」をご覧ください。市ホームページからもダウンロードできます。



尼崎市

健康福祉局 障害福祉担当(部)

障害福祉政策担当(課) (市役所南館2階)

電話 06-6489-6577

FAX 06-6489-6531

尼崎市自発的活動支援事業



尼崎市が「あまご」